資料

(資産課税の国際比較)

アメリカ 資産課税改革の変遷

	資産課税	
	相続・贈与税	その他
	〇 1981 年 経済再建租税法	
〔レーガン政権〕	- 遺産税の最高税率の段階的引き下げ(1981年:21段階、最高税率70%	
1981 年~1989 年	→1985 年:16 段階、最高税率 50%)	
	- 遺産税の統合税額控除の段階的引き上げ(1981 年:4.7 万 ^ド ル	
	→1987 年:19.28 万 ^ド ル=非課税となる遺産額:60 万 ^ド ル)	
	- 遺産税の配偶者の相続控除の上限撤廃(配偶者の相続は無制限に非課税)	
	- 贈与税の基礎控除の引上げ(3,000 ^ド ル→10,000 ^ド ル)	
[H.W.ブッシュ政権]		
1000 / 1000 /	〇 1984年 財政赤字削減法	:
1989 年~1993 年	- 遺産税の最高税率段階的引き下げの停止(17段階:最高税率 55%で引き下げ停止)	
〔クリントン政権〕		
1993 年~2001 年	〇 1997年 納税者負担軽減法	
1993 4~2001 4	- 遺産税の統合税額控除の段階的引き上げ(非課税遺産額 60 万 ºル→100 万 ºル)【▲約 300 億 ºル】	
	- 贈与税の基礎控除にインデクセーションを導入	•
【W.ブッシュ政権】		
2001年~2009年	〇 2001年 経済成長と減税調整法	
2001 4~2009 4	- 遺産税の段階的縮小及び廃止	1
	·統合税額控除(非課税遺産額 2001 年:67.5 万 ^г ル→2009 年:350 万 ^г ル)	
	•税率(2001 年:17 段階、最高税率 55% →2009 年:14 段階、最高税率 45% →2010 年:廃止)	
	- 贈与税の段階的軽減【計▲約 1,300 億 ^೯ ル】	
	·統合税額控除(非課税贈与額 2001 年:67.5 万 ^ト ル→2002 年:100 万 ^ト ル)	
	•税率(2001 年:17 段階、最高税率 55% →2009 年:14 段階、最高税率 45%	
	→2010 年:10 段階、最高税率 35%)	
	※ 経済成長と減税調整法により、遺産税は 2010 年現在一旦廃止されているが、サンセット条項により	
	2011 年より復活する。	· ·

イギリス 資産課税改革の変遷

	資産課税					
	相続・贈与税	その他				
	〇 (参考)1975 年 - 遺産税から資本移転税(相続前 10 年の生前贈与財産を含めて課税)					
〔サッチャー政権〕 1979 年~1990 年	○ 1984年 - 最高税率の引き下げ(75%→60%)					
1979 4~1990 4	○ 1986 年 - 資本移転税から相続税(生前贈与の累積分を 10 年間から 7 年間に短縮)					
	○ 1988 年 - 税率構造のフラット化、比例税率化 ~9 万ポンド 0%					
	~14 万ポンド 30% ~22 万ポンド 40% ➤ 11 万ポンド~ 40%	【事業用レイト(国税)について】 〇 1990年				
〔メージャー政権〕	~33 万ポンド 50% 33 万ポンド~ 60% _	・「事業用レイトの国税化」 - 各地方自治体が徴収し、国庫 に納付。その後、成人人口規				
1990 年~1997 年	〇 1997年	模等に応じて各地方自治体に				
〔ブレア政権〕	- ゼロ税率適用枠をインデクセーション以上に引き上げ	配分 - 税額は非居住用資産の評価				
1997 年~2007 年	○ 2002 年、2005 年~2009 年 - ゼロ税率適用枠をインデクセーション以上に引き上げ	額に対して、税率(例:イングランド 41.1%)を乗じて算出				
〔ブラウン政権〕		フロ 41.170/ を未して弁山				
2007 年~	〇 2007年 - ゼロ税率適用枠の適用方法の改正	〇 2010年				
	(ゼロ税率適用枠の配偶者間移転・合算可)	- 評価替えに伴う税負担の急増を 緩和するため、税率の引き下げ				
	○ 2010 年(予定) - ゼロ税率適用枠のインデクセーション凍結	(例:イングランド 48.5% →41.4%)				

(参考)贈与税は、1981年度以降、贈与額から3,000ポンド(年間)を控除した金額に対して、税率20%で課税されている。

ドイツ 資産課税改革の変遷

	資産課税						
	相続•贈与税	その他					
〔コール政権〕 1982 年~1998 年	○ 1996 年 年次税制改正法 【+10.7 億ユーロ】 ・「基礎控除の引き上げ」 ・「特別扶養控除の引き上げ」	 ○ 1995年 財産税改革 「基礎控除等(個人)の引き上げ」 3.6 万ユーロ→6.1 万ユーロ【▲3.5 億ユーロ】 「税率(個人)の引き上げ」 0.5%→1.0% 【+8.6 億ユーロ】 ○ 1995年 不動産統一評価法(1964年時点)に基づく資産評価に対する違憲 判決 					
〔シュレーダー政権〕 1998 年~2005 年	- 「資産評価方法の見直し」—不動産統一評価法(1964 年時点)に基づく資産評価 の廃止	○ 1997年 -「財産税の廃止」 【▲47.6 億ユーロ】					
〔メルケル政権〕 2005 年~	 ○ 2009 年 相続税改革法 -「基礎控除の引き上げ」 【▲8.0 億ユーロ】 -「税率の引き上げ(兄弟姉妹等に係る税率:12%~40%→30%~50%)」 【+6.1 億ユーロ】 						
	○ 2010 年 成長促進法 -「兄弟姉妹等に係る税率の引き下げ(30%~50%→15%~43%)」 【▲3.7 億ユーロ】						

⁽注)括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、独連邦財務省が各年財政報告書(Finanzbericht)で公表している発生年ベース (改正の効果が充分に現れる最初の 12 ヶ月間)のものを原則記載している。

フランス 資産課税改革の変遷

	資産課税					
	相続•贈与税	その他				
〔ミッテラン政権〕 1981 年~1995 年	○ 1980 年・相続・贈与税の増税- 住宅等に係る非課税額の縮減- 生前贈与税額控除の引き下げ(税額の 25%→20%)※ 同税額控除は 1983 年に廃止	○ 1982 年 • 富裕税の導入 -課税標準:資産ー債務 -税率:0.5%~1.5%				
	○ 1984 年•相続・贈与税の税率引き上げ- 最高税率:20%→40%○ 1987 年	○ 1984~1985年 - 富裕税の改正 -税額の 8%の富裕税付加税を創設 -税率改定:0.5%~1.5%→0.5%~2%				
	・生前贈与税額控除(年齢要件付)の創設一贈与者の年齢 65 歳未満:税額の 25%、65~75 歳:同 15%	○ 1987 年 -富裕税の廃止				
〔シラク政権〕	○ 1992 年 - 相続-贈与税の減税 - 相続時の累積課税期間の短縮(過去全て→相続前 10 年間) - 基礎控除の引き上げ:配偶者 41,923 ユーロ→50,308 ユーロ	○ 1989 年 •富裕税の再導入 -課税標準:資産ー債務 -税率:0.5%~1.1%				
1995 年~2007 年	 ○ 2004 年 ・生前贈与税額控除の拡大 - 65 歳未満:50%、65~75歳:30%→一定期間の贈与に限り年齢に関わらず 50% 	○ 1990 年 -富裕税の税率引き上げ -税率:0.5%~1.1%→0.5%~1.5%				
	 ○ 2006 年 相続・贈与税の減税 累積課税期間の短縮(相続前 10 年間→相続前 6 年間) 兄弟姉妹に対する基礎控除(5,000 ユーロ)の創設 生前贈与税額控除の年齢要件緩和(70 歳未満:50%、70~80 歳:30%) 	○ 1995 年 - 富裕税付加税の創設 - 富裕税額の 10%【1.3 億ユーロ】 ○ 1999 年 - 富裕税と付加税を統合				
〔サルコジ政権〕	○ 2007年 •相続·贈与税の減税	-富裕税と付加税を統合・最高税率の 引き上げ(0.5%~1.5%+付加税 →0.55%~1.8%)				
2007 年~	 配偶者間の相続に係る相続税の免除 基礎控除の引き上げ(子:50,000 ユーロ→150,000 ユーロ) ・相続・贈与税の税率表のインデクセーションの導入(2008 年より開始) 					

⁽注1)括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、改正時の予算法案で公表されているものを記載している。

⁽注2)1 ユーロ=6.55957 フランで換算。

主要国における相続税の概要(未定稿)

(2010年1月現在)

区分日本		アメリカ		イギリス	ドイツ		フランス			
		, , , ,			(2008年12月以前)	現行制度	(2007年8月以前)	現行制度		
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式		遺産課税方式		 遺産課税方式 	遺産取得課税方式		遺産取得課税方式	
最 低 税 率	10%	2 0	18%	40%	7% ^(注) 税率は親疎によ り3種類。	7% ^(注) 税率は親疎によ り3種類。	(注) 5% 税率は親疎により6 種類。	5% ^(注) 税率は親疎によ り4種類。		
最 高 税 率	50%	1 0 年	55%	40%	30% (最高税率50%)	(最高税率50%) 30%	(最高税率 60%) 40%	(最高税率 60%) 40%		
税率の刻み数	6 度 廃 止		17	1	7	7	7	7		
基礎控除等	5,000万円+1,000万円×法定相続人数 (別途配偶者の税 額を控除)		配偶者(免税) 基礎控除:100万 ドル(8,900万円)	配偶者(免税) 基礎控除:32.5万 ポンド(4,810万円)	剰余調整分 +56.3万ユーロ	利未调金刀	基礎控除:5万ユーロ (665万円) 配偶者:7.6万ユーロ (1,011万円) 子:5万ユーロ	配偶者(免税) 子:156,359ユーロ (2,080万円)		

(備考)

- 1. 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- 2. ドイツでは、2009年1月より基礎控除の拡大、兄弟姉妹等に係る税率の引上げ等が実施された。一方、2010年1月には兄弟姉妹等に係る税率の引下げが実施された。表中の現行制度は2010年1月施行のもの。また、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中の財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除(現行:50万ユーロ)及び特別扶養控除(現行:25.6万ユーロ)が認められる。なお、上記のほか27歳以下の子には約1万ユーロ~5.2万ユーロの特別扶養控除が認められる。
- 3. フランスでは、2007年8月の税制改正により、配偶者への課税の免除、基礎控除の拡大等が実施されている。
- 4. アメリカは2011年1月時点の制度。アメリカでは、2010年1月より遺産税は一旦廃止されたが、サンセット条項により2011年に復活する。復活後は100万ドルまでのブラケットの合計税額を差し引く控除(tax credit)及び最高税率55%が適用される。
- 5. ドイツの税率は配偶者及び子等、フランスの税率は直系血族の税率によった。
- 6. 邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。

相続税の課税割合及び負担割合の国際比較(未定稿)

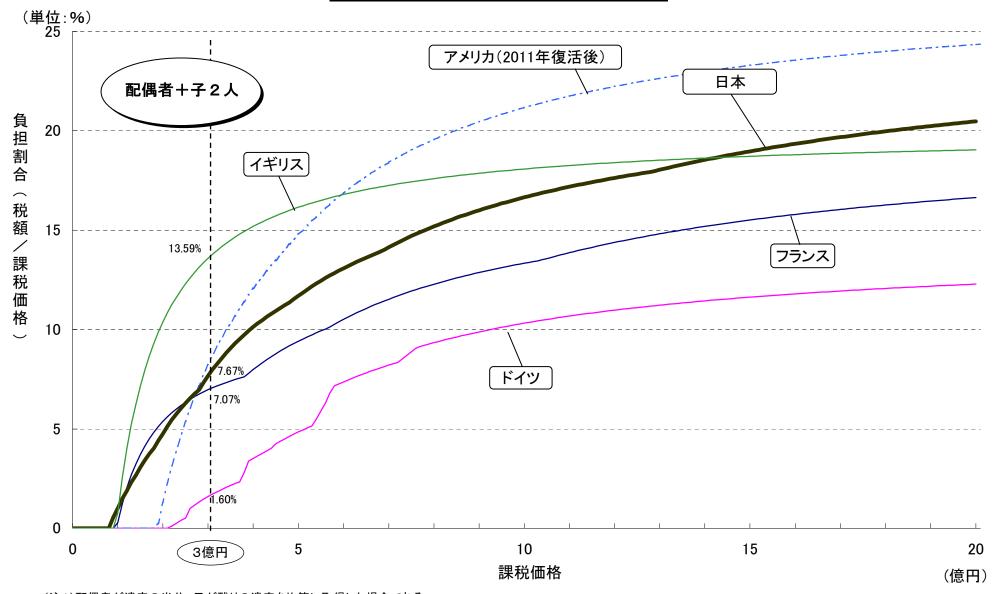
	日 本 (2007年)	アメリカ (2007年)	イギリス (2006年)(注1)	ド イ ツ (2007年)	フランス (2006年)	
死亡者数 (A)	110.8 万人	242.4 万人	57 万人	82.7 万人	52.7 万人	
課税件数 (B)	4.7 万件	1.7 万件	3.2 万件	14.2 万件(注2)	11.8 万件	
課税割合 (B/A)	4.2 %	0.7 %	5.6 %	17.1 % (注2)	22.4 %	
課税価格 (C)	10.7 兆円	1,144.0億ドル (10.2 兆円)	212.8 億ポンド (3.2 兆円)	157.9億ユ―ロ (2.1 兆円)	n.a.	
納付税額 (D)	1.3 兆円	1.3 兆円 225.1 億ドル (2.0 兆円)		29.2 億ユーロ (0.4 兆円)	72.7 億ユーロ (1.0 兆円)	
負担割合 (D/C)	11.9 %	19.7 %	17.2 %	18.5 %	n.a.	
	日 本 (2005年)	アメリカ (2005年)	イギリス (2005年)	ド イ ツ (2005年)	フランス (2005年)	
65歳以上人口	2,539 万人	3,749 万人	970 万人	1,554 万人	1,005 万人	
対 総人口比	19.9 %	12.4 %	16.1 %	18.9 %	16.5 %	

⁽注1) イギリスは課税年度の値である。

⁽注2)ドイツの課税件数は、相続人一人につき一件とカウントされている。

⁽出所)データは各国資料に基づく。ただし、65歳以上人口及び対総人口比は国連人口推計(2008年)による。

⁽備考)邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。



- (注1)配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。
- (注2)フランスでは夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないが、比較便宜のため、課税価格に含めている。
- (注3)ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額が非課税になる(ここでは、配偶者相続分の1/2 としている)。
- (注4)アメリカでは、2010年に遺産税は一旦廃止されたが、2011年にはサンセット条項により復活予定。上記グラフは、2011年復活後の遺産税の負担割合。 (備考)邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。

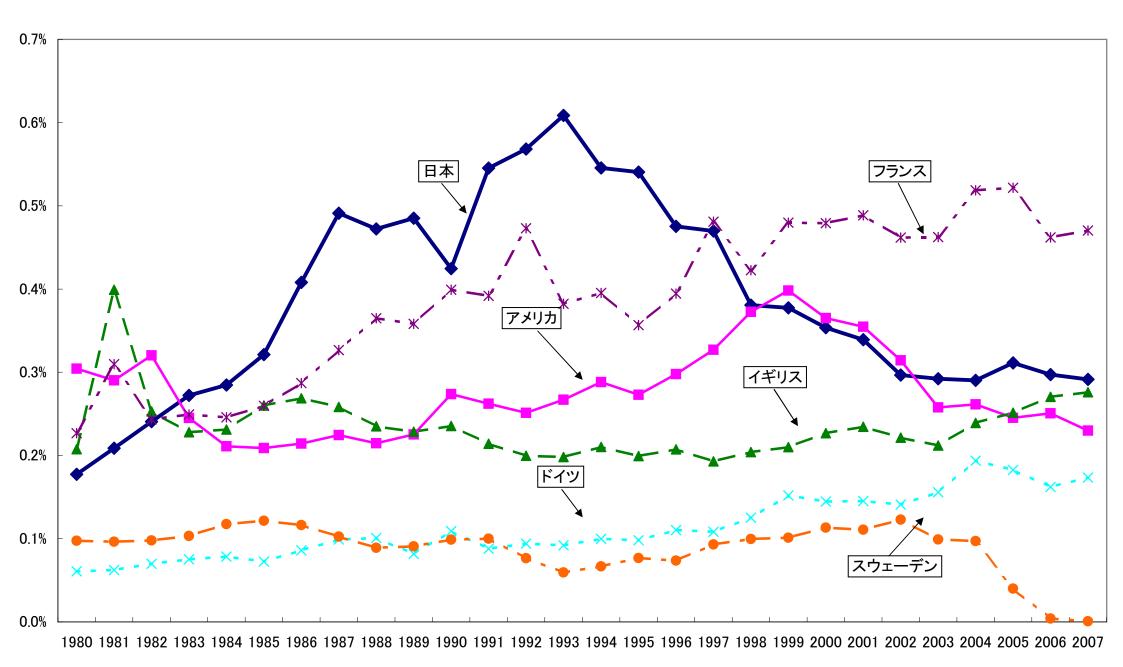
主要国における贈与税の概要(未定稿)

(2010年1月現在)

		日本		7.114	/ L*	18 707			, _	
		暦年課税	相続時精算課税	アメリカ	イギリス	ドイツ			フランス	
納税義務者		受贈者	受贈者(注1)	贈与者	贈与者	受贈者		受贈者 受贈者		受贈者
税率	最低税率	10%	20%	18%	20% ^(注2)	① ^(注3) 7%	② 15%	③ 30%	5%	続柄の親疎により 5種類の税率表が
率	最高税率	50%		35%		30%	43%	50%	40%	ある(最高税率 60%) ^(注3) 。
	税率の刻み数	6	1	10	1	7	7	2	7	00%)
累積	計算	なし	あり(精算課税適用分)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去 10 年分)		あり(過去6年分)		
相級	財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去 10 年分		過去6年分		
基礎控除等		(年間) ^(注4) 基礎控除: 110 万円	特別控除 ^(注4) : 2,500 万円	(年間) ^(注4) 13,000 ドル/受贈者 (約 116 万円)	(年間) ^(注4) 3,000 ポンド (44 万円) (7 年累積) 325,000 ポンド (4,810 万円)		f : 500,000 (6,65 400,000	50 万円)	(6年累積 •配偶者: •直系血加	i) 79,222 ユーロ (約 1,054 万円) 笑: 156, 359ユーロ (約 2,080 万円) 等

- (注1)日本の相続時精算課税は、満65才以上の親から贈与を受けた満20才以上の子が選択可能。その贈与者からの選択後の贈与については、相続時精算課税により計算。
- (注2)イギリスでは、贈与税と相続税は同一の税目(Inheritance Tax)であり、課税譲渡(裁量信託への資産の移転)については税率 20%で課税されるが、潜在的非課税 譲渡(個人間贈与、累積扶養信託・障害者信託への資産の移転)については、贈与時には、課税されない(双方とも、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合には、 別途、課税される)。
- (注3)ドイツの税率は、それぞれ①配偶者及び子、孫等、②兄弟姉妹等、③その他の税率である。フランスの税率は配偶者等の税率によった。
- (注4)日本の暦年課税の基礎控除の本則は 60 万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。アメリカにおいては、基礎控除とは別途、贈与者に対して生涯累計額で 100 万ドルまでのブラケットの合計税額を差し引く税額控除が付与される。イギリスでは、年間基礎控除の残額は翌年度に繰り越すことができる。
- (備考)邦貨換算レートは、1ドル=89 円、1 ポンド=148 円、1 ユーロ=133 円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成 21 年(2009 年)11 月中における実勢相場の平均値)

主要国における相続・贈与税収の推移(対GDP比)



- (注)1. 日本については、GDPは内閣府「国民経済計算確報」(93SNAベース)による。租税負担に関する計数は租税収入ベースの値。2. 諸外国については、税収はOECD "Revenue Statistics"による。GDPは同 "National Accounts"(93SNAベース)による。3. 税収は国税及び地方税合計の数値である。